

## 豊田市成長投資促進条例（案）について

### 1 条例制定の背景及び目的

本市は、製造品出荷額等が平成 14 年から全国 1 位を誇り、自動車製造の世界的拠点として発展してきた都市です。こうした本市の特徴を踏まえ、産業中枢都市として更なる深化を目指して、製造業等を支援したいと考えています。

この条例（案）では、本市における成長産業の創出、市内産業の高度化、雇用機会の創出を図ることを目的として、豊田市内で工場や研究施設等の新增設や設備投資を行う企業に対して奨励金を交付し、支援する制度を規定しています。

### 2 豊田市成長投資促進条例（案）に基づく奨励金制度の概要

成長産業立地奨励金は、愛知県が運用する「新あいち創造産業立地補助金（B タイプ）」と併用することで、同一投資事業に対して、県内最大級の最大 30 億円の補助金を充当することができるようになるため、本市での成長投資を強力に促進します。

奨励金名	対象業種	対象資産	奨励金の交付額		
			奨励金額	上乗せ補助	交付 限度額
成長産業 立地奨励金	市場規模拡大分野 <sup>※1</sup> に該当する製造業、 ソフトウェア業	・土地 ・家屋 ・償却資産	取得額の 20%	・産業誘導地区 <sup>※2</sup> 又は 特定地域 <sup>※3</sup> への立地：+5% ・県外からの立地：+5%	20 億円
設備投資 奨励金	製造業、ソフトウェア業、製品の製造に係る サービス業、製品の製造に係る情報通信業、 ファブレス事業、完全人工光型の野菜等工場	・償却資産	<中小企業> 取得額の 20% <大企業> 取得額の 10%	市場規模拡大分野：+10%	5 億円

※1 市場規模が直近 2 年で 25%以上拡大していると認められる次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野及びロボット関連分野並びにその他市長が認める分野

※2 工業地域及び工業専用地域並びに第 9 次豊田市総合計画において「産業誘導エリア」として位置付けられる地域

※3 都市計画区域以外の地域（山村地域）のうち、産業誘導地区を除く地域